

平成30年第2回農業委員会総会議事録

開催年月日		平成30年2月23日（金）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 9時55分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長		仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	吉 澤 眞 吉		欠席	1	齋 藤 美 佐 夫		出席
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と		出席
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫		出席
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫		出席
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子		出席
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝		出席
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好		出席
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一		出席
	10	岩 上 賢		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	白 石 富 子		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		22名
	14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		1名
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者				
事務局		事務局長	折原 浩幸		主査	齋藤 鏡子		
		主事	新井 政貴					
説明員		主査	齋藤 鏡子		主事	新井 政貴		
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成30年第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は13名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第2回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に小島委員、八木橋委員を指名いたします。
<u>日程第1 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第1 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、借家にて家族で生活しておりますが、手狭となったため、実家に近く住環境がいい当該地に住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
議長	番号1につきまして、白石委員から報告をお願いいたします。

白石委員	番号１について２月１９日に現地を確認してきました。現地案内図１ページ目を御覧ください。 申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は、宅地として使用されており、近くにはしらおか虹保育園や新しらおか病院、２km程のところには藤野医院等があります。 なお、転用理由等は事務局の説明のとおりです。 以上から、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第２号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第２号に係る全ての議事を終了いたします。 【午前９時１２分 議事終了】
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項２ 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項２ 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第７号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は１件でございます。 番号１につきましては、住宅敷のための転用です。 協議報告事項２ 農地法第５条第１項第６号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は５件でございます。

事務局	番号１，２，５につきましては、住宅敷のための転用です。
議長	番号３，４につきましては、住宅敷及びゴミ置き場のための転用です。
	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
<u>協議報告事項３ その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項３その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	「農地利用最適化の推進施策に関する意見」について ですが、農委法第３８条では、「関係行政機関等に農業委員会の意見を提出すること」を規定しているため、農政対策委員会で調整し、農業委員会総会で確認の上、埼玉県農業会議に５月下旬に意見等報告書を提出したところです。
	国や県に対する要望のため、農業会議への提出としていましたが、市に対して要望しても良いと思われる内容や、農業委員会が国や県に要望している内容を市としても把握しておいていただくために、参考にお配りした報告書を、市に対し通知することについて御報告します。
事務局	「農地利用最適化推進１・１・１運動報告書」についてですが、提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
事務局	「平成２９年 農地活用世話人活動実績報告書」についてですが、提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
事務局	１２月総会でお願いをさせていただきました、「農地転用等許可後の現地確認」についてですが、提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
事務局	農業委員会活動記録の提出についてですが、提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします
議長	埼葛地方協議会農業委員、推進委員等研修会の報告について、挨拶時にも申しましたが、大久保推進委員にお願いいたします。 なお、このあとには人権研修がございますので、申し訳ないですが、短めにお願いいたします。
大久保推進委員	日時 １月３１日（水）午後１時３０分開演 場所 三郷市文化会館 小ホール 出席者 農業委員３名 推進委員２名 事務局２名 講演内容 水稻農業の今と未来 講師 (株)穂海 (有)穂海農耕 (代)丸田 洋

事務局	先月の総会にて、パトロール表を配付しないこととなりましたので、今月はパトロール表の配布はありません。 来月の農地改良等現地パトロールについてですが、２月２５日～３月３１日までの５週間分の担当です。 それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
事務局	来月総会についてですが、３月２６日（月）午前９時からとなっております。議事録署名委員の小島委員、八木橋委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
事務局	今月の発表について、担当の委員からお願いします。
小野田委員	本来であれば総会にて話題になる案件とは言いがたいですが、農業の現状を考えるため、あえて農事組合の解散について発表させていただきます。 小久喜１の農事組合は白岡駅周辺、白岡の市街化が最も早く進んできた地域です。農家数は約１２０世帯。昭和４５年頃には約千町もの米が生産されていたわけですが、近年は後継者不足や高齢化、地域の市街化が進む中でなんとか組合を維持していました。 中でも問題になったのが、役員の交代人事でした。兼業農家が多かったものですから、世帯交代の際にうまく交流やノウハウが引き継がれず、また役員が何をするのかもわからないような状態で、毎年組合から人が抜けていくような状況でした。 最終的に平成２８年度は１８軒ほどの組合員しか残っておらず、市街化に伴って農地が減ったので、もう農業関係の通知はいらないとおっしゃる班長も半数程度おりました。 こういった状況の中で、結局、小久喜１の農事組合は解散し、個人で農協と関わりながらやっていくこととしました。 農業委員会の総会でこのような報告をするのは本当に心苦しいですが、このことが白岡の農業、農事組合における現状を知り、各農業委員推進委員の皆様が所属している地域、組合の問題について前向きに検討するきっかけとなればと思います。
細井推進委員	私の担当地区は白岡東と西であり、調整区域の農地は白岡中学校周辺区域となっています。 この区域では現在、白岡中学校周辺土地利用協議会が設立され、協議が進行中の地域です。

細井推進委員	この区域の土地利用が決まり、市街化区域となれば担当区域内の農地はほぼ市街化区域内の農地となりますので、今日は市街化区域の農地について発表させていただきます。 2022年問題というものを聞いたことがあるかと思いますが、ここで問題となっている生産緑地とは何かと言いますと、昭和バブル末期に行われた土地バブル対策の1つとして行われた生産緑地法の改正時に、宅地化せず保全していく農地として農家が選択した農地のことです。 税率は農地に見合うままですが、代わりに30年間は宅地転用不可となり任意で解除もできなくなります。 一方、宅地化すべき農地として選択された農地は税率が宅地並み課税となり、相続税の猶予も受けられなくなりました。これは保有コストを高くすることで市街化区域の農地の宅地化を促すことを狙った政策でしたが、相続税への恐怖やなんとなくで生産緑地を選択してしまった農家も多かったようです。 30年が経過し、生産緑地が解除された際、これらの農地が一斉に転用され不動産の需給バランスが崩れ、混乱を招くのではないかと心配されています。そこで国は、この対策として2010年に都市農業基本法を設立し、生産緑地法を改正することで、生産緑地を特定生産緑地と改めることで、その期間を30年から10年に変更しました。 拘束される期間が10年であれば、税金も安くなることであるし、特定生産緑地を選ぶ人も出るのではないかと期待されています。 生産緑地が解除される4年後、どのような動きとなるのか、注意していこうと思っています。 ちなみに、白岡では28箇所が生産緑地の指定を受けていまして、約10%となっているようです。これは東京などと比べると低い値となっていて、白岡でアパートやマンションなどが多く建築され、市街化が進んでいることが影響しているのではないかとと思っています。
事務局	本日の人権研修会について、10時から開催したいと思います。 なお、総会終了後、研修の前に事務連絡を行わせていただきます。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
山岸推進委員	小野田委員から組合からの脱退について話がありましたが、JAは脱退の様式があるようですが、市役所のほうでも配布物などがあるでしょうか、

山岸推進委員	脱退届を出すべきなのでしょうか。 また、市役所のほうから直接郵送している数はどれくらいなのでしょうか。
小野田委員	私の場合は、決まった様式ではなく口頭で脱退の旨を受けていました。
事務局	役所に脱退について相談をいただいたときには、脱退届というものを提出していただいています。配布物を組合経由で送るか直接送るかに関わってくるものになります。ただし、これは市役所からの配布に関わるものなので、J Aの関係については、別にJ Aへの脱退届を出していただく必要があります。 兼業農家のかたは特に昼間は家におらず、組合からの配布物などを受け取れないため、脱退するということが最近は増えています。 正確な数字は今すぐお伝えすることができませんが、脱退する人々の数が増えてきていることは事実です。
議長	詳細については、後日事務局を訪れていただければと思います。
山岸推進委員	わかりました。
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前9時55分】